

○ 犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供実施要領の制定について

(令和5年7月13日付け香広被第132号)

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第4項及び犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）第7条の規定に基づき、本部長又は署長が犯罪被害者等早期援助団体に対して行う情報の提供については、「犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供実施要領の一部変更について」（令和5年2月1日付け香広被第15号。以下「旧通達」という。）に基づき実施しているところであるが、この度、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号。以下「改正法」という。）が公布され、強制性交等罪の構成要件等が改められ不同意性交等罪とするなど所要の法整備が行われたことに伴い、旧実施要領の該当部分を改め、改正法施行日である令和5年7月13日をもって運用を開始するので、事務に遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

別添

## 犯罪被害人等早期援助団体に対する情報提供実施要領

### 第1 趣旨

この要領は、犯罪被害人及びその家族又は遺族（以下「被害人等」という。）が犯罪行為の発生直後から速やかに犯罪被害人等早期援助団体の援助を受けるため、犯罪被害人等給付金の支給等による犯罪被害人等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）第23条第4項及び犯罪被害人等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）第7条の規定に基づき、本部長又は署長が犯罪被害人等早期援助団体に対して行う情報の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 用語の定義

この要領において用いる用語の意義は、次に定めるところによる。

#### 1 犯罪被害人等早期援助団体

法第23条第1項の規定に基づき、都道府県公安委員会から犯罪被害人等早期援助団体として指定を受けた団体（以下「早期援助団体」という。）をいう。

#### 2 犯罪被害者情報

法第23条第4項の規定に基づき、被害人等の同意を得た上で早期援助団体に提供する被害人等の氏名及び住所その他犯罪被害の概要に関する情報（以下「被害者情報」という。）をいう。

### 第3 体制及び任務

#### 1 総括責任者

- (1) 本部に総括責任者を置き、警務部長をもって充てる。
- (2) 総括責任者は、早期援助団体に提供する被害者情報の管理及び運用に関する事務を総括するものとする。

#### 2 総括副責任者

- (1) 本部に総括副責任者を置き、広聴・被害者支援課犯罪被害者支援室長をもって充てる。
- (2) 総括副責任者は、総括責任者の指揮を受け、早期援助団体に提供する被害者情報の管理及び総合的調整を行うものとする。

#### 3 情報提供責任者

- (1) 広聴・被害者支援課に情報提供責任者を置き、広聴・被害者支援課犯罪被害者支援室長補佐をもって充てる。
- (2) 情報提供責任者は、総括副責任者の指揮の下、早期援助団体の情報管理責任者又はその指定する者（以下「情報管理責任者等」という。）に対し情報提供を行うとともに、早期援助団体及び他の都道府県警察と連携を図り、被害者情報の提供に関する事務を適正かつ迅速に行うため、必要な調整を行うものとする。

#### 4 情報取扱責任者

- (1) 署及び高速道路交通警察隊（以下「署等」という。）に情報取扱責任者1名を置き、署にあつては警務課長又は警務係長を、高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）にあつては原則として高速道路交通警察隊長（以下「高速隊長」という。）の指定する警部補の階級にある警察官をもって充てる。
- (2) 情報取扱責任者は、署の副署長又は高速隊の副隊長（以下「副署長等」という。）の指揮の下、被害者情報の提供に関する事務を適正かつ迅速に行うため、必要な調整を行うものとする。

#### 5 情報取扱担当者

- (1) 広聴・被害者支援課及び署等に情報取扱担当者を置き、広聴・被害者支援課にあつては犯罪被害者支援室員を、署等にあつては当該事件を担当する指定被害者支援要員をもって充てる。
- (2) 情報取扱担当者は、その属する所属の情報提供責任者又は情報取扱責任者の指揮の下、被害者情報の提供に関する事務を行うものとする。

#### 第4 被害者情報を提供する対象事件

早期援助団体に対し被害者情報を提供する対象事件は、別表に掲げる身体犯及び重大な交通事故事件とする。

#### 第5 早期援助団体に対する被害者情報の提供要領

##### 1 情報提供の検討

情報取扱責任者は、副署長等の指揮の下、第4に規定する対象事件を認知した場合、事案の重大性及び継続的支援の必要性を踏まえ、早期援助団体に対する被害者情報の提供を検討すること。

##### 2 情報提供の内容

早期援助団体に提供する被害者情報は、早期援助団体と被害者等との連絡を容易にし、かつ、被害者等が犯罪被害の状況を繰り返し説明することを避けるために必要なものであつて、被害者等が同意した範囲内の内容とし、具体的には次に掲げる事項とする。

- (1) 被害者等の氏名、性別、年齢、住所、連絡先等
- (2) 犯罪被害の概要（発生日時、場所、程度、状況等）
- (3) 被害者等が要望する援助の内容

##### 3 情報提供の手続

- (1) 情報提供同意書による意思確認

###### ア 事前説明

早期援助団体に被害者情報を提供しようとするときは、別記様式第1号の情報提供同意書（以下「同意書」という。）に記載する説明事項を必ず事前に説明するものとする。

この場合において、被害者等が未成年者又は適切な判断能力を欠く状態にあると認められる場合は、保護者又は法定代理人等に対して説明するものとする。

###### イ 同意書の受領

被害者等に事前説明を行った上で情報提供の同意を得たときは同意書の提出を求めるものとする。ただし、当該被害者等が負傷その他の理由により同意書を作成することができない特別な理由があるときは、口頭により同意を得た後、同意書の備考欄に同意を得た状況を確認して記録しておくものとする。

なお、被害者等が未成年者又は適切な判断能力を欠く状態にあると認められる場合は、保護者又は法定代理人等に同意書の記載及び提出を求めるものとする。

ウ 同一の事件において被害者等が複数あるときは、個々の被害者等に事前説明を行った上で情報提供の同意を確認し、同意を得た被害者等から同意書の提出を受けるものとする。この場合において、同意が得られていない被害者等に関する被害者情報は、提供してはならない。

### (3) 犯罪被害者情報提供簿の作成等

署長又は高速隊長（以下「署長等」という。）は、被害者情報を早期援助団体に提供するときは、別記様式第2号の犯罪被害者情報提供簿（以下「提供簿」という。）を作成し、当該提供簿及び同意書の写しを総括副責任者に送付するとともにその経緯を別記様式第3号の被害者情報管理簿（所属用）に記載するものとする。

### (4) 早期援助団体への情報提供

情報提供責任者は、総括副責任者の指揮の下、提供簿の内容を審査した上、当該早期援助団体の情報管理責任者等に対し、口頭又は提供簿の写しにより被害者情報を提供するものとする。この場合において、情報提供責任者は、情報取扱責任者へ情報提供を実施した旨を連絡するとともに、別記様式第4号の被害者情報管理簿（本部用）に処理状況を記載するものとする。

## 第6 他の都道府県警察本部との連携

総括副責任者は、他の都道府県の早期援助団体に被害者情報を提供するときは、事前に当該都道府県警察本部の被害者支援担当部門に当該都道府県の早期援助団体が提供できる支援の具体的内容等を確認し、被害者等に必要な説明を行った上で同意を確認するものとする。被害者等から同意が得られたときは、第5の3に規定する手続に準じて、同意書及び提供簿を作成し、当該都道府県警察本部の被害者支援担当部門の協力を得て、当該都道府県の早期援助団体に情報提供を行うものとする。

また、他の都道府県警察から当県の早期援助団体に対する情報提供の依頼があった場合は、同意書及び提供簿に準じる書類の送付を受けた後、第5の3(4)の規定に準じ、早期援助団体に対して情報提供を行うものとする。

## 第7 早期援助団体における支援状況の把握及び同団体に対する協力

### 1 早期援助団体への確認と記録

情報提供責任者は、情報提供した早期援助団体の被害者等に対する支援状況等の確認に努め、把握した支援状況を別記様式第5号の犯罪被害者等早期援助団体支援記録簿（以下「記録簿」という。）に記載した上で、署長等に通知するものとする。

## 2 早期援助団体に対する協力及び援助

署長等は、早期援助団体における支援業務の円滑な運営のため、職員の派遣、施設の利用等について配慮するものとする。

## 3 早期援助団体からの情報提供の求めに対する対応

早期援助団体に対する情報提供後に早期援助団体から更なる情報提供の求めがあったときは、情報取扱担当者から被害者等に対して提供する被害者情報の内容を口頭で説明し、同意を得た範囲内で情報提供を行うものとする。

## 第8 報告等

総括副責任者又は署長等は、次の事項を把握したときは、別記様式第6号の早期援助団体に係る特異事項等報告書により、総括責任者を經由し、速やかに本部長に報告するものとする。

1 早期援助団体において被害者情報が不適切に取り扱われた事実を把握したとき。

2 その他早期援助団体が行う犯罪被害者支援活動において特異な事項を把握したとき。

なお、早期援助団体に対する被害者情報の提供に関し、被害者等又はその関係者から苦情の申出があったときは、「香川県警察に対する苦情の取扱いに関する訓令」(平成25年7月18日付け、香川県警察本部訓令第13号)に規定する苦情処理手続に則して組織的かつ適切に処理すること。

## 第9 文書の保存

この要領に基づき作成した関係書類は、当該被害者等の支援終了後3年間保存するものとする。

(別記様式 省略)

別表（第4関係）

番号	対象となる罪及び事件
1	殺人罪（刑法（明治40年法律第45号）第199条の罪であり、未遂を含む。）
2	強盗致死傷罪（刑法第240条の罪であり、未遂を含む。）
3	強盗・不同意性交等罪及び強盗・不同意性交等致死罪（刑法第241条の罪であり、未遂を含む。）
4	不同意性交等罪（刑法第177条の罪であり、未遂を含む。）
5	不同意わいせつ罪（刑法第176条の罪であり、未遂を含む。）
6	監護者わいせつ罪・監護者性交等罪（刑法第179条の罪であり、未遂を含む。）
7	不同意わいせつ等致死傷罪（刑法第181条の罪）
8	未成年者略取及び誘拐罪（刑法第224条の罪であり、未遂を含む。）
9	営利目的等略取及び誘拐罪（刑法第225条の罪であり、未遂を含む。）
10	身の代金目的略取及び誘拐罪（刑法第225条の2の罪であり、未遂を含む。）
11	所在国外移送目的略取及び誘拐罪（刑法第226条の罪であり、未遂を含む。）
12	人身売買罪（刑法第226条の2の罪であり、未遂を含む。）
13	逮捕及び監禁罪（刑法第220条の罪）
14	逮捕等致死傷罪（刑法第221条の罪）
15	傷害致死罪（刑法第205条の罪）
16	傷害罪（刑法第204条の罪）のうち、被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの
17	1から16までの罪以外で、致死傷を結果とする結果的加重犯（過失によるものを除く。）において、致死の結果が生じたもの又は全治1か月以上の傷害を負ったもの（18から20を除く。）
18	ひき逃げ事件（道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項前段の規定に違反する行為（車両等の交通による人の死傷があった場合に限る。））
19	過失運転致死傷（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第5条）のうち、致死の結果が生じたもの又は全治3か月以上の傷害を負ったもの
20	危険運転致死傷（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条及び第3条）、無免許危険運転致傷（同法第6条第1項）及び無免許危険運転致死傷（同法第6条第2項）に該当する事件
21	その他本部長又は署長等において必要があると認める事件